継続雇用制度の基準に関する労使協定書

株式会社三重県農協情報センター(以下、「会社」という)と三重県農協情報センター労働組合(以下「組合」という)は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第2項の規定に基づく、定年後の継続雇用(以下、「再雇用」という)の対象となる者について、次のとおり協定する。

- 第1条 定年は就業規則第48条の規定によるが、次の基準に該当する者については、1年毎の契約の更新により、最長で65歳の誕生日から最初に迎える3月31日まで、ただし、4月1日生まれの者は前日の3月31日まで再雇用するものとする。
 - (1) 定年退職者
 - ①「働く意思・意欲」に関する基準
 - ア. 引き続き勤務を希望している者
 - イ. 勤労意欲に富む者
 - ②「勤務態度」に関する基準(判定基準月:定年退職年度の6月)
 - ア. 直近1年以内において、欠勤していない者
 - イ. 直近5年以内において、出勤停止以上の重い懲戒処分を受けていない者
 - ③「健康」に関する基準
 - ア. 医師の健康診断の結果、業務遂行に問題のない者
 - イ. 体力的に勤務継続可能で、業務に支障がない健康状態にある者
 - ④人事考課において、職群定年もしくは役職定年以降の成績が「D」考課でない者
 - ⑤定年退職後直ちに業務に従事できる者
 - ⑥上記基準①~⑤に満たない者を、代表取締役が特に認める場合
 - (2) 契約更新者
 - ①「働く意思・意欲」に関する基準
 - ア. 引き続き勤務を希望している者
 - イ. 勤労意欲に富む者
 - ②「勤務態度」に関する基準(判定基準月:2月)
 - ア. 前回判定基準月から今回判定基準月において、欠勤していない者
 - イ. 前回判定基準月から今回判定基準月において、出勤停止以上の重い懲戒処分を 受けていない者
 - ③「健康」に関する基準
 - ア. 医師の健康診断の結果、業務遂行に問題のない者
 - イ. 体力的に勤務継続可能で、業務に支障がない健康状態にある者
 - ④上記基準①~③に満たない者を、代表取締役が特に認める場合
- 第2条 会社は、定年退職日の12ヵ月前に再雇用制度に関する説明会を開催し、希望の有無 の意思確認をする。
- 第3条 会社は、定年退職日の9ヵ月前に第1条に定める基準に照らし、再雇用の可否を代表 取締役が決定し、結果を本人に通知する。

- 第4条 会社は、定年退職日の6ヵ月前に雇用条件(契約期間・勤務時間・休日・業務内容・ 給与)を本人に提示する。
- 第5条 会社は、定年退職日の3ヵ月前に本人と雇用条件承諾の意思確認をする。
- 第6条 本協定書の有効期間は、平成24年7月1日から、平成25年6月30日までとする。 ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、会社、組合いずれからも申し出がない場合は、 さらに1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の確実を証するため、証書を作成し、会社および組合が各1通を保有する。

平成24年 7月 1日

(会 社)

株式会社三重県農協情報センター 代表取締役社長 奥野 長衛 記録

(労働者の過半数を代表する者) 三重県農協情報センター労働組合 執行委員長 久世 和